

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について



26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことによる、所得の低い方や子育て世帯への負担の影響に対する臨時的・暫定的措置として「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

臨時福祉給付金

支給対象者

26年1月1日に函館市に住民登録があり、26年度分市民税（均等割）が課税されない方。

ただし、市民税（均等割）の課税者に扶養されている方や生活保護制度の被保護者の方は対象外となります。

支給額

支給対象者1人につき1万円。ただし、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等を受給されている方は5千円が加算されます。

申請方法

6月下旬に臨時福祉給付金

の対象と見込まれる方に申請書を送付しますので、同封の返信用封筒での郵送による申請、または市役所本庁舎・各支所の窓口で申請してください。申請期間は6月下旬から6カ月間の予定です。

支給方法

ご指定の金融機関の口座に振り込みます。8月上旬から支給する予定です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

26年1月1日に函館市に住民登録があり、原則26年1月分の児童手当の受給者で25年1月～12月の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。

ただし、臨時福祉給付金の対象者、生活保護制度の被保護者の方は対象外となります。
※ 25年度児童手当・特例給付現況届が未提出の方や、未手続等により児童手当が支給差止となっている方は、特例給付金を受給できませんので、現況届等を速やかに提出してください。

対象児童

26年1月分の児童手当の対象となっている児童（26年1月1日生まれの児童を含む）

支給額

対象児童1人につき1万円

申請方法

6月下旬頃に26年1月分の児童手当受給者に、申請書を送付しますので、同封する返信用封筒での郵送による申請、または市役所本庁舎・各支所の窓口で申請してください。申請期間は6月下旬から6カ月間の予定です。
なお、公務員の方は所属庁から専用の申請書等が配布さ

れますので、申請受付開始まで大切に保管してください。6月下旬頃に受付開始等のお知らせを発送します。

支給方法

原則26年1月分の児童手当の振込口座に振り込みます。8月上旬から支給する予定です。

配偶者からの暴力を理由に避難している方の手続き

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、一定の要件を満たしている方は、手続きにより、ご本人に臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のいずれかを支給することができま

※ 詳細な日程等は次号でお知らせします。

お問合せ 臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金事務局（市役所8階）
☎ 21・3810

給付を装った「振り込め詐欺」「個人情報の不正取得」にご注意を

市や厚生労働省などが（ ・ATMの操作をお願いすること
・給付金支給のために手数料などの支払いを求めること
・現時点で、世帯構成や銀行口座などの個人情報を照会すること ）は絶対にありません。

ご自宅や職場などに市や厚生労働省の職員をかたった電話等があった場合は、市や最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）にご相談ください。